

富士吉田市生ごみ処理容器設置費補助金申請ガイド

(補助事業の目的)

- ごみ処理容器を購入した方に対して、その購入費の一部を補助し、ごみの自家処理を促進することにより、ごみ処理の減量化とごみの土壌化による資源の再利用を図ることを目的としています。

(補助金交付の資格)

- 次の全ての要件を満たせば、この補助金の交付を受けることができます。
 - 1 市内に住所を有する者
 - 2 市税の納税義務者であって、当該市税を完納している者

(申請)

- ごみ処理容器（新品に限る）購入後一ヶ月以内に市役所環境美化センターに次の書類を提出してください。（環境美化センターへ直接ご持参ください）
 - 1 補助金申請書
 - 2 市税納付済証明書
 - 3 領収証（写し）

申請者名については、世帯主様のお名前をお書き下さい。

- ・中古品を購入した場合は対象外となります。
- ・耐用年数を購入した日から5年とし、この期間内に同一住所からの申請は出来ません。

(補助の額)

- 交付を受けることのできる補助金の額は、当該購入費（税抜額）の2分の1以内で、100円未満を切捨てとし、家庭用生ごみ処理機にあってはその限度額は2万円とし、生ごみ処理容器にあってはその限度額は5,000円です。

(問い合わせ先)

〒403-0002 富士吉田市小明見3-11-32
富士吉田市役所 環境美化センター
TEL 0555-22-0030